

名寄市文化芸術振興条例

天塩川の潤いや満天の星に抱かれ、四季が明瞭で豊かな自然に恵まれた名寄では、多くの先人が培ってきた文化が融合、発展し、継承されてきた。

文化芸術は、人々の創造性を高め、感性を豊かにし、人々に感動や安らぎをもたらすとともに生きる力を育むものである。活発な文化芸術活動は、地域の人々の結びつきや郷土愛を育み、活力ある地域社会の形成に資するものである。

私たちは、自らが文化芸術の創造と発展の担い手であることを自覚し、自主的に活動を行い、身近に親しむことによって、日々の営みの中で文化芸術の薫りに包まれ、心の豊かさを実感できるまち名寄を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、名寄市（以下「市」という。）の責務並びに市民、文化芸術団体及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにするとともに、市の文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな人と文化を育むまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民等の自主性及び創造性が十分に尊重され、多様な文化芸術の保護及び発展が図られるとともに、市民主体の多彩な文化芸術活動が行われるよう配慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民等の文化芸術に接する機会の拡充及び文化芸術活動が活発に行われるよう環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、先人から受け継がれてきた文化芸術が保存され、及び将来に継承されるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、広く市民等の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、前条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 市は、文化芸術の担い手が市民等であることを認識し、文化芸術活動が自主的、創

造的に行われるよう配慮するとともに、文化芸術の振興に関する基本的な方針に、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、文化芸術の担い手として自主性及び創造性を発揮して文化芸術活動を行い、又は文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を継承し、発展させる役割を担うものとする。

(財政上の措置)

第5条 市は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、文化芸術の振興に寄与する活動を行う市民等に対し、助成その他の支援を行うことができる。

(名寄市文化芸術審議会)

第6条 市は、文化芸術の振興を図るため、名寄市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、答申又は必要な意見を具申することができる。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。